

公立大学法人岩手県立大学学業奨励金規程

制定	平成 17 年 4 月 1 日	規程第 18 号
改正	平成 23 年 1 月 20 日	規程第 18 号
改正	平成 24 年 3 月 31 日	規程第 25 号
改正	平成 25 年 3 月 29 日	規程第 15 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	規程第 18 号
改正	令和 2 年 3 月 2 日	規程第 10 号
改正	令和 2 年 6 月 9 日	規程第 22 号
改正	令和 4 年 3 月 30 日	規程第 33 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条）
第 2 章	奨励金の貸与（第 2 条－第 16 条）
第 3 章	奨学金の返還（第 17 条－第 20 条）
第 4 章	返還の猶予（第 21 条－第 25 条）
第 5 章	返還の免除（第 26 条－第 34 条）
第 6 章	補則（第 35 条）
附 則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、岩手県立大学（大学院を含む。）、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）の特に優れた学生に対し学業奨励金（以下「奨励金」という。）の貸与を行うことにより、岩手県の次代を担う人材の育成に資するとともに、本学の学術教育振興の拠点としての機能強化を図ることを目的とする。

第 2 章 奨励金の貸与

（奨学生の種別、対象者及び資格）

第 2 条 奨学生の種別、対象者及び資格は、次に掲げるとおりとする。

種 別	対象者	資 格
第 1 種奨学生	学部生及び短期大学部生	学校推薦型選抜（編入学を除く。）により本学に入学した者で、建学の理念のもと学業に励み、他の学生の模範となる資質を有すると認められる者
第 2 種奨学生	学部生	本学の建学の理念のもと学業に励み、学業成績、学業態度等が他の学生の模範となるに相応しいと認められる者（第 1 種奨学生を除く。）
大学院奨学生	大学院生	将来、教育・研究者、高度の専門性を有する職業人として活動する能力があると認められる者

(貸与金額)

第3条 貸与する奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学部生及び短期大学部生 月額 30,000 円

ただし、その者の属する世帯の所得が別に定める基準額以下の場合は、20,000 円を加算することができる。

(2) 大学院生 月額 50,000 円

(奨励金の貸与期間)

第4条 奨励金の貸与期間は、次に掲げるとおりとする。

種別	対象者	貸与期間
第1種奨学生	学部生	入学した年度の4月から4年間
	短期大学部生	入学した年度の4月から2年間
第2種奨学生	学部生	奨学生として採用された年度の4月から3年間
大学院奨学生	博士前期課程	入学した年度の4月から2年間
	博士後期課程	入学した年度の4月から3年間

2 理事長が特に必要と認めた場合には、前項の貸与期間を延長することがある。

(奨学生の出願)

第5条 奨励金の貸与を受けようとする者は、岩手県立大学学業奨励金奨学生願書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を別に定める期日までに理事長に提出するものとする。

(連帯保証人)

第6条 奨励金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、原則として父、母、親権者又は後見人とし、これらの者がいない場合には成人した兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。

3 連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生は、第5条の出願があった者の中から理事長が決定する。

2 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、本人に通知するものとする。

(奨励金の交付方法)

第8条 奨励金は、毎月、奨学生の在籍を確認したうえで1か月分ずつ給付するものとする。

ただし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて給付することがある。

(学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度別に定める期日までに、岩手県立大学学業奨励金生活状況報告書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

（奨学生の届出）

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を理事長に提出するものとする。

- （1）本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき 異動届（様式第4号）
- （2）連帯保証人を変更したとき 連帯保証人・保証人変更届（様式第5号）

（交付の休止）

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を休止する。

- （1）休学の許可を受けたとき（外国の正規の大学又は大学院において教育を受ける場合を除く。）
- （2）留学の許可を受けたとき（願い出により理事長が特に必要と認めた場合を除く。）
- （3）長期にわたり欠席したとき（休学の手続きを取らず、1月以上欠席するものをいう。）

（交付の停止等）

第12条 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めた場合は、奨励金の交付を停止し、又は奨励金の貸与期間を短縮することがある。

（交付の再開）

第13条 理事長は、前2条の規定により奨励金の交付を休止又は停止された者が、その理由が消滅し本人が願い出た場合は、奨励金の交付を再開することができる。ただし、休止又は停止された日から2年を経過したときはこの限りでない。

（交付の廃止）

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を廃止することがある。

- （1）心身の故障により修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- （2）学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められるとき。
- （3）奨励金を必要としなくなつたとき。
- （4）処分を受け学籍を失つたとき。
- （5）死亡したとき。

(貸与の辞退)

第 15 条 奨学生は、いつでも奨励金の貸与の辞退を申し出ることができる。

2 奨学生が退学したときは、奨励金の貸与を辞退したものとみなす。

(借用証書の提出)

第 16 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中に貸与を受けた奨励金の全額に対する奨励金借用証書・奨励金返還明細書（様式第 6 号）を、連帯保証人、保証人及び本人が未成年者の場合は保護者と連署のうえ理事長に直ちに提出しなければならない。

(1) 卒業又は修了（大学院博士後期課程の奨学生であった者が、所定の年限以上在学したが博士の学位を取得しなかった場合を含む。以下「卒業」という。）したとき

(2) 奨励金貸与期間が満了したとき。

(3) 退学したとき。

(4) 奨励金の交付を廃止されたとき。

(5) 奨励金を辞退したとき。

2 保証人は、原則として父母を除く成人した 4 親等以内の親族であって、かつ、奨学生及び連帯保証人とは別に独立した生計を営む者とする。

第 3 章 奨励金の返還

(奨励金の返還)

第 17 条 奨学生であった者（奨励金の貸与を受け、その奨励金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）は、貸与の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後、次に掲げる期間内に奨励金を返還しなければならない。

(1) 前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当する場合 20 年以内

(2) 前条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合（退学後又は卒業後、引き続き本学大学院に進学した場合を除く。） 貸与を受けた期間に相当する期間（以下「返還期間」という。）

2 奨励金の返還方法は、年賦又は半年賦とする。

3 奨励金は、無利子とする。

4 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、割賦金の返還を連続して 2 回以上怠ったとき。

(2) 強制執行又は仮差押を受けたとき。

(3) 民事再生手続又は破産の申立をしたとき。

(4) 支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるとき。

(5) その他この規程に違反したとき。

- 5 割賦金の年額は、特別の事由がある場合を除き、貸与を受けた奨励金の額に応じ、別表第1に定める額を下回ってはならない。ただし、第16条第1項第3号又は第4号に該当する場合の割賦金の額は、貸与を受けた奨励金の額を返還期間で除して得た額を下回ってはならない。

(延滞金)

第18条 奨学生であった者が、正当な理由なく割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞金の額は、当該延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年3パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 前項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(繰上返還)

第19条 奨励金は、いつでも繰上返還をすることができる。

(死亡の届出)

第20条 奨学生又は奨学生であった者が死亡した場合、その相続人又は連帯保証人は、直ちに異動届（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

第4章 返還の猶予

(返還猶予)

第21条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の返還債務の履行を猶予（以下「奨励金の返還猶予」という。）することができる。

- (1) 本学を卒業後1年以内に免除職（岩手県内に主たる事務所を有する個人事業主又は法人事業主及びこれらに雇用されている者（個人事業主の専従者を含む。）並びに岩手県内の地方公共団体の職員のうち、常勤のもの（期間を定めて雇用されている者を除く。）をいう。以下同じ。）に就く意思があるとき。
- (2) 前号により免除職に就いた者がその職を離れた後、再び免除職に就く意思があるとき。
- (3) 前2号による免除職に従事しているとき。
- (4) 災害又は傷病により返還が困難になったとき。
- (5) 大学又は大学院（本学を含む。）に在学するとき。

- (6) 外国にあって大学若しくは大学院に在学し、又は研究に従事するとき。
- (7) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条による保護を受けているとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

(猶予の期間)

第 22 条 奨励金の返還猶予の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 3 号によるもの 免除職に在職する期間
 - (2) 前号以外によるもの 1 年間
- 2 前項第 1 号の期間は、奨励金の貸与を受けた月数に相当する月数に、次に掲げる月数を加算した期間を限度とする。
- ア 学部の奨学生であった者 48 月
 - イ 短期大学部又は大学院修士課程若しくは博士前期課程の奨学生であった者 24 月
 - ウ 大学院博士後期課程の奨学生であった者 36 月
- 3 第 1 項第 2 号の期間は、次のいずれかに該当する場合には、1 年を限度として延長することができる。
- (1) 前条第 1 号によるもののうち、傷病その他本人の意思にかかわらない事情があると認められる場合
 - (2) 前条第 2 号によるもののうち、その職を離れた事由が次のいずれかに該当するもの
 - ア 災害又は傷病により在職が困難になったこと。
 - イ 大学又は大学院に在学すること。
 - ウ 外国にあって大学若しくは大学院に在学し、又は研究に従事すること。
 - エ その他真にやむを得ない事由により在職が困難になったこと。
 - (3) 前条第 4 号から第 8 号によるもの
- 4 奨励金の返還猶予の期間は、前項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあっては、事由が継続するときには再度延長することができる。ただし、同項第 2 号ウ若しくはエ又は同項第 3 号（前条第 6 号又は第 8 号に該当する場合に限る。）に該当する場合には、通算して 5 年を超えることはできない。

(返還猶予の願出)

第 23 条 奨励金の返還猶予を受けようとする者（既に奨励金の返還猶予を受けている者が、当該猶予の事由に変更があり、引き続き猶予を受けようとする場合を含む。）は、奨励金返還猶予願（様式第 7 号）を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の願出は、次に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める期間内にするものとする。

- (1) 第 21 条第 1 号によるもの 原則として本学を卒業する前
 - (2) 前号以外によるもの 事由が生じた日から起算して 1 年以内
- 3 第 1 項の願出が第 21 条第 3 号によるものである場合は、あわせて免除職就職認定願（様式第 8 号）を提出するものとする。

（返還猶予の決定）

第 24 条 理事長は、前条第 1 項及び同条第 3 項の願出があったときはこれを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（届出）

第 25 条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 本人、連帯保証人又は保証人の氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったとき 異動届（様式第 4 号）
 - (2) 連帯保証人又は保証人を変更したとき 連帯保証人・保証人変更届（様式第 5 号）
 - (3) 免除職に従事して奨励金の返還猶予を受けている者が、当該免除職において休職、復職又は退職等の異動が生じたとき 免除職異動届（様式第 9 号）
- 2 免除職に従事して奨励金の返還猶予を受けている者は、当該免除職に就職した時から 2 年ごとに免除職在職届（様式第 10 号）を理事長に提出するものとする。

第 5 章 返還の免除

（返還免除）

第 26 条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の返還債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除（以下「返還免除」という。）することがある。

- (1) 死亡又は精神若しくは身体の障害により奨励金を返還することが困難と認められるとき。
- (2) 本学における業績が特に優秀と認められるとき。
- (3) 第 21 条第 3 号の免除職従事期間が通算して 4 年（短期大学部又は大学院修士課程若しくは博士前期課程の奨学生であった者については 2 年、大学院博士後期課程の奨学生であった者については 3 年）に達したとき。

（死亡等による免除の額）

第 27 条 前条第 1 号に規定する死亡等による返還免除の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡し、又は別表第2の精神又は身体の障害の程度第一級に掲げる状態となったとき 返還債務の額の全部又は一部
- (2) 別表第2の精神又は身体の障害の程度第二級に掲げる状態となったとき 返還債務の額の4分の3以内の額

(業績優秀者の免除の額)

第28条 第26条第2号に規定する業績優秀者の返還免除の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特に顕著に優れた業績を挙げた者 返還債務の額の全部
- (2) 特に優れた業績を挙げた者 返還債務の額の半額

(免除職従事者の免除の額)

第29条 第26条第3号に規定する免除職従事者の返還免除の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部の奨学生であった者

$$\text{返還免除の額} = (\text{貸与を受けた奨励金の総額} - \text{第26条第2号により返還免除を受けた金額}) \times \frac{\text{免除職に在職していた月数}}{\text{奨励金の貸与を受けた月数} + 48}$$

- (2) 短期大学部、大学院修士課程及び大学院博士前期課程の奨学生であった者

$$\text{返還免除の額} = (\text{貸与を受けた奨励金の総額} - \text{第26条第2号により返還免除を受けた金額}) \times \frac{\text{免除職に在職していた月数}}{\text{奨励金の貸与を受けた月数} + 24}$$

- (3) 大学院博士後期課程の奨学生であった者

$$\text{返還免除の額} = (\text{貸与を受けた奨励金の総額} - \text{第26条第2号により返還免除を受けた金額}) \times \frac{\text{免除職に在職していた月数}}{\text{奨励金の貸与を受けた月数} + 36}$$

(在職期間の計算)

第30条 前条第1項に規定する在職期間の計算は、免除職に就いた日の属する月から当該免除職を離れた日の属する月までの期間の月数（休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の前月までの期間の月数を除く。）を通算するものとする。

- 2 前項において、免除職に在職していた期間と奨学金の貸与を受けていた期間が重複する場合は、当該期間を免除職に在職していた期間として算入しないものとする。

(端数計算)

第31条 第27条から第29条までの規定により返還免除の額を計算するに当たり、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(返還免除の願出)

第32条 奨励金の返還免除を受けようとする者は、次表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる時期に理事長に提出するものとする。

区分	提出する書類	提出の時期
----	--------	-------

第 26 条第 1 号によるもの	奨励金返還免除願（死亡・心身障害） （様式第 11 号）	当該事実が発生したとき
第 26 条第 2 号によるもの	奨励金返還免除願（成績優秀者）（様式第 12 号）	理事長が定める時期
第 26 条第 3 号によるもの	免除職在職届（様式第 10 号）、奨励金返還免除願（免除職）（様式第 13 号）	返還の猶予期間が満了した日から起算して 2 年以内

（返還免除の決定）

第 33 条 理事長は、前条の願出があったときはこれを審査し、その結果を申請者又は相続人及び連帯保証人に通知するものとする。

2 第 26 条第 2 号に該当する者の奨励金の返還免除の審査は、別表 3 に掲げる評価基準により総合的に評価して行うものとする。

3 理事長は、奨励金の返還免除を受けようとする者が、この規程に定める願出又は届出を正当な理由なく所定の期限内にしないときは、返還免除の決定をしないものとする。

（返還免除の取消）

第 34 条 理事長は、奨励金の返還猶予又は返還免除の決定を受けた者が、虚偽の届出又は願出をした事実が判明したときは、当該猶予又は免除の決定を取り消すものとする。

2 前項の場合においては、第 17 条の規定にかかわらず、理事長の指定する方法に基づいて当該奨励金を返還しなければならない。

第 6 章 補則

（補則）

第 35 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前の財団法人岩手県学術研究振興財団（以下「財団」という。）による学業奨励金は、この規程の各相当規定による奨励金とみなす。

3 この規程の施行前に財団の学業奨励金奨学生として採用された者が当該財団から決定を受けた学業奨励金の返還の額及び返還の方法に関しては、なお従前の例による。

4 平成 24 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別選抜」とする。

5 平成 25 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。

- 6 平成 26 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。
- 7 平成 27 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。
- 8 平成 28 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。
- 9 平成 29 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。
- 10 平成 30 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。
- 11 平成 31 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。
- 12 令和 2 年 4 月 1 日に入学した者に係る第 2 条の規定の適用については、同条の表中「推薦入学（編入学を除く。）」とあるのは、「推薦入学（編入学を除く。）又は震災特別入試」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 1 月 20 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学学業奨励金規程第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定は、この規程の施行の日以後に採用を決定された奨学生に係る奨励金の返還について適用し、同日前に採用を決定された奨学生に係る奨励金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学学業奨励金規程第 18 条第 2 項の規定は、延滞金のうちこの規程の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学学業奨励金規程第 18 条第 2 項の規定は、延滞金のうちこの規程の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 17 条第 5 項関係）

割賦金の年額

貸与を受けた奨励金の額	割賦金の年額
200,000 円以下のもの	30,000 円
200,000 円を超え 400,000 円以下のもの	40,000 円
400,000 円を超え 500,000 円以下のもの	50,000 円
500,000 円を超え 600,000 円以下のもの	60,000 円
600,000 円を超え 700,000 円以下のもの	70,000 円
700,000 円を超え 900,000 円以下のもの	80,000 円
900,000 円を超え 1,100,000 円以下のもの	90,000 円
1,100,000 円を超え 1,300,000 円以下のもの	100,000 円
1,300,000 円を超え 1,500,000 円以下のもの	110,000 円
1,500,000 円を超え 1,700,000 円以下のもの	120,000 円
1,700,000 円を超え 1,900,000 円以下のもの	130,000 円
1,900,000 円を超え 2,100,000 円以下のもの	140,000 円
2,100,000 円を超え 2,300,000 円以下のもの	150,000 円
2,300,000 円を超え 2,500,000 円以下のもの	160,000 円
2,500,000 円を超え 3,400,000 円以下のもの	170,000 円
3,400,000 円を超えるもの	総額の 20 分の 1

別表第2（第27条関係）

精神又は身体の障害の程度

精神又は身体 の障害 の程度	番号	精神又は身体の障害の状態
第 一 級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第 二 級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片足の五つの指又は親指及び人差し指を併せて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考		
1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。		
2 視力を測定する場合においては、屈折以上のものについてはきよう正視力により、視表は、万国式試視力表による。		

別表第3（第33条第2項関係）
特に優秀な業績の評価基準

業績の種類	評価基準
学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。
大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。
著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。
発明	特許、実用新案等が優れた発明、発見として高い評価を得ていると認められること。
授業科目の成績	講義、演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。
研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。

岩手県立大学学業奨励金奨学生願書

種 別	第 1 種 ・ 第 2 種 ・ 大学院				
フリガナ氏名		性別	男・女	所属	学部 研究科 学科 課程
生年月日	(西暦) 年 月 日 (満 歳)			学籍番号	
特別加算 希望の有 無	有 ・ 無				
現住所	本人	〒 ————— Tel —————			
	保証人 (帰省先)	〒 ————— Tel —————			
入学年月	(西暦) 年 月		卒業予定 年 月	(西暦) 年 月	

以上のとおり記載事項に相違ありません。岩手県立大学学業奨励金奨学生として採用していただくようお願いします。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

氏名（自署） 印

- (注) 1 「特別加算」とは、第 1 種学業奨励金又は第 2 種学業奨励金において、学生の属する世帯の所得が一定の基準額以下である場合に、当該学業奨励金の月額に 20,000 円を加算する制度をいう。
- 2 「氏名」欄は、必ず学生本人が自署押印すること。

誓 約 書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所属 学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住所

氏名（自署） 印

（ 年 月 日 生）

私は、岩手県立大学学業奨励金（第1種・第2種・大学院）の貸与を受けた場合は、修学に励むことを誓います。

連帯保証人は、上記の者に対して奨学生としての責任を果たさせることはもとより、学業奨励金の返還の義務についても、岩手県立大学学業奨励金規程に従って履行させ、連帯して責任を負うことを誓約します。

連帯保証人住所

続柄及び職業

氏名（自署） 印

- （注） 1 連帯保証人は原則として父、母、親権者又は後見人とし、これらの者がいない場合には成人した兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。
- 2 学生本人及び連帯保証人の氏名欄は、それぞれ当該本人が自署押印すること。

岩手県立大学学業奨励金奨学生生活状況報告書

所 属	学 部 研究科		学科 課程 専攻	学 籍 番 号	
学 年		氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
住 所			電 話 番 号	自 宅	- -
				携 帯 ・ P H S	- -
住 居 の 種 類	自宅・アパート・下宿・寮・ その他（ ）		主 な 通学方法	電車・バス・自動車・二輪車・自転車・徒歩	
区 分		金 額		左欄の記入上の注意等	
1 か 月 当 た り の 平 均 経 費 （ 支 出 ）	修 学 費	円		書籍・文具費、実習旅行費、パソコン購入維持費等	
	通 学 交 通 費	円		通学定期券代金等の交通費、自転車・バイク購入維持費等	
	帰 省 交 通 費	円		自宅通学者は記入しない	
	食 費	円		下宿者は下宿料を食費と住居光熱水費を分割して記入	
	住 居 光 熱 費	円		自宅通学者は記入しない	
	保 健 衛 生 費	円		診療・医薬品費、理髪美容代、風呂代等	
	そ の 他	円		被服、通信、趣味、娯楽嗜好等の雑費	
	合 計 （ A ）	円			
1 か月の 平 均 経 費 を 賄 っ た 内 訳 （ 収 入 ）	家庭からの送金又は給付	円			
	岩手県立大学学業奨励金	円			
	他の奨学金	円			
	アルバイト	円			
	そ の 他	円		その他の内容（ ）	
	合 計 （ B ）	円			
大 学 へ の 要 望 ・ 意 見					
修 学 ・ 生 活 上 で 困 っ て い る こ と					

(注) 1 「住居の種類」欄及び「主な通学方法」欄は、該当するものに○印を付すこと。

2 生活費の合計額は、(A) = (B) となるように記入すること。

(A4)

様式第4号（第10条、第20条及び第25条関係）

異 動 届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

（上記相続人等 印）

下記のとおり異動がありましたので、届け出ます。

記

異動年月日		年 月 日	
☐ 届出事項変更	☐ 本人 ☐ 連帯保証人 ☐ 保証人	☐ フリガナ氏 名	
		☐ フリガナ現住所	〒 — TEL — —
		☐ 職 業	
☐ その他			

- （注） 1 該当する□にレ印を付し、異動後の内容を記入すること。
2 奨学生又は奨学生であった者の死亡にあっては、死亡診断書又は除籍抄本を添付すること。

（A4）

連帯保証人・保証人変更届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

下記のとおり連帯保証人（保証人）を変更したので届け出ます。

なお、変更後の連帯保証人は、上記の者に対して奨学生としての責任を果たさせることはもとより、学業奨励金の返還の義務についても、岩手県立大学学業奨励金規程に従って履行させ、連帯して責任を負うことを誓約します。

記

異動年月日			年 月 日
☐ 連帯保証人 ☐ 保証人	変更前	氏名	
	変更後	フリガナ 氏 名 (自署)	フリガナ 印
		生年月日	
		フリガナ 現住所	〒 ー Tel ー ー

- (注) 1 変更後の連帯保証人又は保証人の氏名欄は、当該保証人となる者の自署、押印とすること。
2 連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負う者である。原則として父、母、親権者又は後見人とし、これらの者がいない場合には成人した兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。こと。
3 保証人は、奨学生本人又は連帯保証人が返還できなくなった場合に、本人に代わり返還する者である。原則として父母を以外の除く成人した4親等以内の親族（兄弟姉妹、おじ、おば、いとこ等）のうち、本人及び連帯保証人と別生計の者とする。こと。

学業奨励金借用証書

借 用 金 額	百	十	万	千	百	十	円

岩手県立大学学業奨励金奨学生として上記金額を借用しました。

ついては、岩手県立大学学業奨励金規程（以下「規程」という。）及び学業奨励金返還明細書（裏面）で約束した返還の方法により滞りなく返還します。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

奨 学 生 本 人	住 所	〒 - TEL - -		印
	フリガナ氏名			
		年 月 日生		
	学籍番号			
連 帯 保 証 人	住 所	〒 - TEL - -		印
	フリガナ氏名		本人との関係	
		年 月 日生		
保 証 人	住 所	〒 - TEL - -		印
	フリガナ氏名		本人との関係	
		年 月 日生		

(注) 1 連帯保証人欄及び保証人欄は、当該保証人となる者の自署、押印とすること。

2 連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負う者である。原則として父、母、親権者又は後見人とし、これらの者がいない場合には成人した兄弟姉妹又はこれに代わる者とすること。

3 保証人は、奨学生本人又は連帯保証人が返還できなくなった場合に、本人に代わり返還する者である。原則として父母を除く成人した4親等以内の親族（兄弟姉妹、おじ、おば、いとこ等）のうち、本人及び連帯保証人と別生計の者とすること。

(裏)

学業奨励金返還明細書

借 用 者	フリガナ 氏 名	
	学 籍 番 号	

1 借用の明細

借 用 金 額	円			
借 用 期 間	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
借 用 月 数	月			

2 返還の方法

下表により割賦方法を選択し、下記の口座に振込みする。

割賦方法 (希望する割賦方法 を○で囲む)	割賦方法ごとの返還期限・返還回数・割賦金の額			
	返還期限	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 半年賦返還	月 日及び 月 日	回	円	円
2 年賦返還		回	円	円

振 込 口 座	
---------	--

備考 次のいずれかに該当するときは、上記「返還の方法」にかかわらず、規程第 17 条第 4 項により、理事長が指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならないものであること。

- (1) 正当な理由がなく、割賦金の返還を連続して 2 回以上怠ったとき。
- (2) 強制執行又は仮差押を受けたとき。
- (3) 民事再生手続又は破産の申立をしたとき。
- (4) 支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるとき。
- (5) その他この規程に違反したとき。

奨励金返還猶予願

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

下記のとおり、学業奨励金の返還を猶予していただきますようお願いいたします。

記

1 希望する返還猶予期間

2 理由

岩手県立大学学業奨励金規程第21条による該当事由	添付書類
1 本学を卒業後、免除職に就く意思があるため	
2 免除職を退職後、再び免除職に就く意思があるため	
3 現在、免除職に従事しているため	その事実を証する書類
4 災害又は傷病により返還が困難になったため	被災（罹災）証明書又は診断書
5 大学又は大学院に在学しているため	在学証明書
6 外国の大学若しくは大学院に在学し、又は研究に従事しているため	在学証明書又は所属長等の証明書
7 生活保護法による保護を受けているため	生活保護受給証明書
8 上記のほか、返還が著しく困難な理由があるため	その理由を証する書類

（具体的な理由）

（注）理由欄は、該当する番号に○印を付し、必要な書類を添付すること。

免除職就職認定願

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

このたび下記のとおり就職しましたので、免除職に就職したものとして認定していただきますようお願いいたします。

就 職 年 月 日	年 月 日
事 業 所 の 名 称	フリガナ
勤務先の所在地 及 び 電 話 番 号	〒 — フリガナ
	TEL — —
職 名	

上記の事実と相違ないことを証明する。

勤務先名

代表者名 職名 氏名 印

免除職異動届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

下記のとおり異動がありましたので、届け出ます。

記

異動年月日		年 月 日 (休職期間 年 月 日～ 年 月 日)
☐ 休職 ☐ 復職 ☐ 退職	異動時の職名	
	理 由	

上記の事実と相違ないことを証明する。

勤務先名

代表者名 職名 氏名 印

(注) 該当する□にレ印を付すこと。

免除職在職届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

下記のとおり免除職に在職していますので、届け出ます。

在 職 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
事 業 所 の 名 称	フリガナ
勤務先の所在地 及 び 電 話 番 号	〒 ー フリガナ TEL ー ー
職 名	

上記の事実と相違ないことを証明する。

勤務先名

代表者名 職名 氏名 印

奨励金返還免除願（死亡・心身障害）

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

（上記相続人 印）

連帯保証人 印

下記のとおり、学業奨励金の返還を免除していただきますようお願いします。

記

1 貸与総額 円

2 返還済の金額 円

3 希望する免除額 円

4 事由

（注）次の書類を添付すること。

（1）死亡による場合 除籍抄本

（2）心身障害による場合 次のすべての書類

ア 医師又は歯科医師の診断書

イ 奨励金を返還することができなくなった事情を証する書類

奨励金返還免除願（業績優秀者）

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

下記のとおり、学業奨励金の返還を免除していただきますようお願いします。

記

1 教育研究活動等の業績

- | | |
|---|--|
| ☐ 学位論文その他の研究論文 | ☐ 大学院設置基準第 16 条第 2 項に定める特定の課題についての研究の成果 |
| ☐ 著作、データベースその他の著作物 | ☐ 発明 ☐ 授業科目の成績 |
| ☐ 研究又は教育に係る補助業務の実績 | ☐ 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 |
| ☐ スポーツの競技会における成績 | ☐ ボランティア活動その他の社会貢献活動に実績 |

2 研究課題等

（題目）

（概要）

(裏)

3 特に優れた業績の要旨

4 指導教員等の推薦理由

この学生は、岩手県立大学学業奨励金規程第26条第2号による特に優れた業績による返還免除に該当していることを認め、推薦します。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

職名 _____

指導教員等氏名 _____ 印

- (注) 1 特に優れた業績の要旨欄には、論文、著書及び受賞についてはそれぞれ作成又は受賞の年月を、発表、学会誌等についてはその名称、巻、号等を記載すること。
2 特に優れた業績を証明する資料を添付すること。

(A4)

奨励金返還免除願（免除職）

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

学部（研究科） 学科（課程）

学籍番号

住 所

氏 名 印

下記のとおり免除職に従事したので、学業奨励金の返還を免除していただきますようお願いいたします。

記

1 免除職従事期間

勤務先	在職期間	在職月数
	年 月～ 年 月	月
	年 月～ 年 月	月
	年 月～ 年 月	月
計		月

2 現在在職する免除職又は直近に在職した免除職について 別添免除職在職届のとおりです。

（注）様式第 10 号（第 25 条、第 32 条関係）免除職在職届を添付のこと。